

神戸市会「法曹人口政策の早期見直し及び法曹養成制度の抜本的見直し
を求める意見書」可決を受けた会長談話

2015年（平成27年）3月24日

兵庫県弁護士

会長 武本夕香子

平成27年3月24日、神戸市会の平成27年第1回定例市会において「法曹人口政策の早期見直し及び法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書」（以下、「本意見書」という。）が全会一致で可決された。

本意見書においては、

- ・ 司法改革に伴う弁護士数の急増によって、需給バランスが崩れオン・ザ・ジョブトレーニング（OJT）の欠如が深刻化するようになったこと。
- ・ 法科大学院から司法試験合格までの学費・生活費の負担に加え、司法修習生の給費制の廃止などにより、法曹となった時点で多額の負債を抱える者が発生するようになったこと。
- ・ こうした事情のもと、法曹志願者が激減していること及び法曹の質の低下が懸念されることといった現状のもと、最終的にはエンドユーザーである市民が不利益を被ることになるということ

などが指摘されている。

そして神戸市会は、本意見書の結論として、国に対し「市民の利益を適正に確保するため適正な法曹人口となるよう、年間の司法試験合格者数を大幅に減少させるなど、一刻も早く法曹の供給過多を解消するとともに、法曹養成制度全体を抜本的に見直すよう、強く要望」する旨を記載している。

同様の意見書は、平成26年10月24日に兵庫県議会において全会一致で可決されたほか、兵庫県議会を含む11の道県議会（北海道、宮城、群馬、埼玉、千葉、長野、静岡、富山、三重、佐賀）や多数の市町議会において可決されている。政令指定都市における可決としては、神戸市会は、札幌市、さいたま市、千葉市、浜松市に次いで5例目であり、西日本の市議会としては初めての例であり、その意義はたいへん大きいものである。

当会は、このような内容の意見書が、神戸市民の投票により選ばれた議員で構成される神戸市会において、全会一致で可決されたことを高く評価する。

当会は平成22年3月23日に「司法試験合格者を段階的に年間1000人程度とするよう求める」との臨時総会決議を行った。上記の兵庫県議会における意見書可決に続いて、神戸市会において本意見書が可決されたことは、当会の意見が市民の意見に合致するものであることを強く確信させるものである。当会は、本意見書の内容を高く評価するとともに、市民の人権擁護と社会正義実現のために本意見書を可決された神戸市会に対し大いに敬意を表する。

当会は、今回の神戸市会の本意見書可決をふまえ、上記臨時総会決議の内容を実現するためにさらに努力する決意であることを改めて表明する次第である。

以上